

証書及び適合証書の取扱いに関する事項

改正規則等

船舶安全管理システム規則
船舶安全管理システム規則実施要領

改正事項

証書及び適合証書の取扱いに関する事項

改正理由

2010年5月、国土交通大臣はロイド船級協会（Lloyd's Register of Shipping）を船舶安全法に基づく船級協会として登録し、同船級協会による検査に合格した船舶は、日本国政府が行った検査に合格した船舶としてみなされることとなった。（ただし、一部旅客船等を除く。）

これに伴い、国土交通大臣の登録を受ける他船級協会の審査に合格した会社及び船舶の安全管理システムもまた日本国政府が行った審査に合格したものとみなされるようになったため、他船級協会が発行した証書及び適合証書に関する本会の取扱いについて、関連規定を改めた。

併せて、外国籍船舶の安全管理システムにおいて、他船級協会が発行した適合証書に関する取扱いを明確にするため、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 日本籍船舶における国土交通大臣の登録を受けた船級協会が発行した証書及び適合証書に関する取扱いについて規定した。
- (2) 外国籍船舶において他船級協会が発行する適合証書を有する船舶の審査要件を明確にした。